

認定こども園の概要

認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。
以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを保護者が働いているか否かにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

●都道府県別

(令和3年4月1日現在)

都道府県	施設数		都道府県	施設数		都道府県	施設数		都道府県	施設数	
	R2	R3		R2	R3		R2	R3		R2	R3
北海道	445	493	東京都	155	162	滋賀県	115	130	香川県	86	96
青森県	294	299	神奈川県	211	230	京都府	129	142	愛媛県	100	108
岩手県	112	130	新潟県	232	249	大阪府	707	750	高知県	35	37
宮城県	77	105	富山県	134	140	兵庫県	553	579	福岡県	151	177
秋田県	104	107	石川県	231	241	奈良県	82	91	佐賀県	88	96
山形県	97	109	福井県	133	142	和歌山県	68	74	長崎県	160	172
福島県	112	116	山梨県	78	85	鳥取県	48	50	熊本県	162	170
茨城県	233	239	長野県	85	94	島根県	61	64	大分県	159	168
栃木県	141	150	岐阜県	132	138	岡山県	128	143	宮崎県	204	213
群馬県	238	250	静岡県	306	324	広島県	200	215	鹿児島県	252	274
埼玉県	139	147	愛知県	275	288	山口県	71	72	沖縄県	156	168
千葉県	202	216	三重県	65	69	徳島県	70	73	合計	8,016	8,585

●施設種別ごと (全国)

(令和3年4月1日現在)

園数	種別			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,585	6,093	1,246	1,164	82

●久留米市の特定教育・保育施設等

施設種別		私立	公立	合計
認定こども園	幼保連携型	8	0	8
	幼稚園型	11	0	11
	保育所型	1	0	1
	地方裁量型	0	0	0
幼稚園		3	0	3
保育所		57	9	66
事業所内保育事業所	小規模A型	3	0	3
	保育所型	1	0	1
合計		84	9	93

(令和3年4月1日現在)

※新制度への未移行幼稚園、保育所分園は除く

幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
認可	都道府県知事（指定都市・中核市の長） ※指定都市・中核市が認可を行う場合、都道府県との協議が必要。
指導監督	子ども・子育て支援法（法第14条、38条、56条）による指導監査、立入調査
設置基準	「久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に基づく ※既存の幼稚園、保育園からの移行については特例措置あり。
配置職員	◆必ず配置が必要なもの 園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 ◆配置が任意であるもの 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭 など ※保育教諭は幼稚園教諭の免許状と保育士資格のいずれも有することが原則 （R7年3月31日までの特例措置あり）
園舎に備えるべき設備	◆必ず配置が必要なもの 職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ◆配置が任意であるもの（努力義務） 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室

幼保連携型認定こども園の認可基準について

施設の設置パターン	基本的な考え方	主な基準
<p>【新設】 新規で幼保連携型認定こども園を設置</p>	<p>幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ</p>	<p>〈学級編成〉 満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を1人配置。</p> <p>〈職員配置基準〉 4・5歳児 30 : 1、3歳児 20:1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1</p> <p>〈園長等の資格〉 原則、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者（同等の資質を有する者（設置者が推薦する者）も認める。）</p> <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ 満3歳以上の園舎の面積は幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）・ 居室及び教室の面積は保育所基準<ul style="list-style-type: none">乳児室及びほふく室：3.3㎡×満2歳児未満の園児数保育室及び遊戯室：1.98㎡×満2歳児以上の園児数 <p>〈園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置〉 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設ける。面積は①と②の合計以上。</p> <p>①3.3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数</p> <p>②次に示す面積のうちいずれか大きい面積</p> <ul style="list-style-type: none">i 満3歳以上の園児に係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）ii 3.3㎡×満3歳以上の園児数（保育所基準）

施設の設置パターン	基本的な考え方	主な基準
<p>【移行①】 既存の幼稚園、保育所、幼保連携型以外の認定こども園を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置</p>	<p>適切な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、設備に関して移行特例を設ける。</p>	<p>〈園舎・保育室等及び園庭の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所からの移行の場合（保育所基準で可） <ul style="list-style-type: none"> 乳児室：1.65㎡×満2歳に満たない園児数 ほふく室：3.3㎡×満2歳に満たない園児数 保育室又は遊戯室：1.98㎡×満2歳以上の園児数 園庭：3.3㎡×満2歳以上の園児数 ・ 幼稚園からの移行の場合（幼稚園基準で可） <ul style="list-style-type: none"> 園舎：3学級420㎡、1学級増えるごとに100㎡増 園庭：3学級400㎡、1学級増えるごとに80㎡増
<p>【移行②】 新制度施行に伴い、法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可をうけたものとみなされる場合</p>	<p>新たな基準に適合するよう努めることを前提に、設備に関して従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員配置及び設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準によることを認める。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校 (幼稚園 + 保育所機能)	児童福祉施設 (保育所 + 幼稚園機能)	幼稚園機能 + 保育所機能
職員の性格	保育教諭 (幼稚園教諭 + 保育士資格)	満3歳以上 ⇒幼稚園教諭免許、保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 満3歳未満 ⇒保育士資格が必要	満3歳以上 ⇒幼稚園教諭免許、保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 満3歳未満 ⇒保育士資格が必要 ※2・3号子どもに対する保育に従事する場合は保育士資格が必要	満3歳以上 ⇒幼稚園教諭免許、保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 満3歳未満 ⇒保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供は義務。 自園での調理が原則。ただし、満3歳以上は外部搬入が可能。			
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日開園が原則	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日開園が原則	地域の実情に応じて設定